e 承認サービス(マンション管理組合) <総合振込利用版> 管理会社側サービス利用規定 改定内容

※「改定前」の青字箇所は削除、「改定後」の赤字箇所は変更箇所です。

	改定前	改定後
改定年月	2025年2月改定	2025年12月改定
1.(1)	e 承認サービス(マンション管理組合)は、契約者に対してマンション	e 承認サービス(マンション管理組合)は、契約者に対してマンション
	管理を委託するマンション管理組合のうち e 承認サービス(マンション	管理を委託するマンション管理組合のうち e 承認サービス(マンション
	管理組合)を構成する当行所定のマンション管理組合向けサービス	管理組合)を構成する当行所定のマンション管理組合向けサービス
	(以下、「管理組合側サービス」といいます)を利用しているもの(以	(以下、「管理組合側サービス」といいます) を利用しているもの(以
	下、「管理組合」といいます)において当該マンション管理にかかる各	下、「管理組合」といいます)において当該マンション管理にかかる各
	種費用(以下、「管理費用」といいます)の支払事務等を行うに当た	種費用(以下、「管理費用」といいます)の支払事務等を行うに当た
	り、当該管理組合により指定された者が端末(後記 1.(3)に定義し	り、当該管理組合により選任された者が端末(後記 1.(3)に定義し
	ます)を用いて契約者による管理費用の支払承認依頼について承認	ます)を用いて契約者による管理費用の支払承認依頼について承認
	または否認を行い、承認された場合には管理費用の支払先に対する	または否認を行い、承認された場合には管理費用の支払先に対する
	振込手続を行うこと等ができるサービスであり、e 承認サービス(マンシ	振込手続を行うこと等ができるサービスであり、e 承認サービス(マンシ
	ョン管理組合)を構成するサービスとして契約者が端末の操作により	ョン管理組合)を構成するサービスとして契約者が端末の操作により
	利用することができる本サービスには、管理組合における管理費用の	利用することができる本サービスには、管理組合における管理費用の
	支払等を円滑に実施することを目的とする以下の機能があります。	支払等を円滑に実施することを目的とする以下の機能があります。
1.(1)⑤	⑤契約者の担当者、責任者、会社管理者または会社管理者	⑤契約者の担当者、責任者、会社管理者または会社管理者
	(副)が管理組合による管理組合側サービスの利用により登録され	(副) が管理組合による管理組合側サービスの利用により登録され
	た情報その他の管理組合にかかる当行所定の情報を照会する機能	た情報その他の管理組合にかかる当行所定の情報を照会する機能
	(以下、「管理組合情報照会機能」といいます)、契約者の担当	(以下、「管理組合情報照会機能」といいます)、契約者の担当
	者、責任者、会社管理者または会社管理者(副)が管理組合の	者、責任者、会社管理者または会社管理者(副)が管理組合の

理事長または担当理事に代わり当該理事長または担当理事のパスワードを初期化することを当行に申請することができる機能(以下、「パスワード初期化機能」といいます)、契約者の担当者、責任者、会社管理者または会社管理者(副)が管理組合の理事長または担当理事に代わり当該理事長または担当理事のログイン I Dを当該理事長または担当理事に通知することを当行に申請することができる機能(以下、「ログインID通知機能」といいます)その他管理組合の管理のための当行所定の機能(以下、併せて「組合管理機能」といいます)

管理者(e 承認サービス(マンション管理組合) <総合振込利用版>利用規定(以下、「管理組合側サービス利用規定」といいます)1.(1)①に定義します)または承認等担当者(管理組合側サービス利用規定 1.(1)①に定義します)に代わり当該管理者または承認等担当者のパスワードを初期化することを当行に申請することができる機能(以下、「パスワード初期化機能」といいます)、契約者の担当者、責任者、会社管理者または会社管理者(副)が管理組合の管理者または承認等担当者に代わり当該管理者または承認等担当者に通知することを当行に申請することができる機能(以下、「ログイン ID 通知機能」といいます)その他管理組合の管理のための当行所定の機能(以下、併せて「組合管理機能」といいます)

1.(1)⑦

⑦契約者の担当者または責任者が、管理組合による管理組合側サービスの利用の申込に当たり、当該管理組合に代わり、当該管理組合が当行に提出する「e 承認サービス(マンション管理組合) <総合振込利用版>申込書 兼 ValueDoor 申込書 兼 手数料引落依頼書」その他の当行所定の様式の申込書(以下、「管理組合側サービス申込書」といいます)の記載事項のうち当行所定の範囲のものを当行所定の方法により端末を用いて入力すること、当該入力内容を当行所定の方法により当該管理組合の理事長と連携すること、当該管理組合の理事長により追加的な入力が行われ、確認された後、管理会社に連携された当該管理組合側サービス申込書を印刷することその他の管理組合による管理組合側サービス申込書の作成に関する

⑦契約者の担当者または責任者が、管理組合による管理組合側サービスの利用の申込に当たり、当該管理組合に代わり、当該管理組合が当行に提出する「e 承認サービス(マンション管理組合) <総合振込利用版>申込書 兼 ValueDoor 申込書 兼 手数料引落依頼書」その他の当行所定の様式の申込書(以下、「管理組合側サービス申込書」といいます)の記載事項のうち当行所定の範囲のものを当行所定の方法により端末を用いて入力すること、当該入力内容を当行所定の方法により当該管理組合の管理者と連携すること、当該管理組合の管理者により追加的な入力が行われ、確認された後、管理会社に連携された当該管理組合側サービス申込書を印刷することその他の管理組合による管理組合側サービス申込書の作成に関する

事務を当行所定の方法により支援することができる機能(以下、「組 事務を当行所定の方法により支援することができる機能(以下、「組 合新規申込 Web 入力機能 といいます) 合新規申込 Web 入力機能 といいます) ただし、契約者が本サービスの利用の申込に当たり、管理組合におい ただし、契約者が本サービスの利用の申込に当たり、管理組合におい て管理組合側サービスにおける支払機能 (e 承認サービス (マンショ て管理組合側サービスにおける支払機能(管理組合側サービス利用 ン管理組合)〈総合振込利用版〉利用規定(以下、「管理組合 規定 1.(1)ただし書に規定する意味を有します)を利用しないとする 側サービス利用規定」といいます) 1.(1)ただし書に規定する意味を 指定を当行所定の方法により行った場合には、契約者は、本サービス のうちユーザー管理機能、組合管理機能、ログ照会機能および組合 有します)を利用しないとする指定を当行所定の方法により行った場 合には、契約者は、本サービスのうちユーザー管理機能、組合管理機 新規申込 Web 入力機能のみを利用することができるものとします。 能、ログ照会機能および組合新規申込 Web 入力機能のみを利用す なお、当行は、本サービスの内容を、本規定の変更を伴わない範囲に おいて、契約者に事前に通知することなく変更することができるものとし ることができるものとします。 なお、当行は、本サービスの内容を、本規定の変更を伴わない範囲 ます。 で、契約者に事前に通知することなく変更することができるものとしま す。 契約者は、本サービスを利用するに当たり、自らの責任において、管理 契約者は、本サービスを利用するに当たり、自らの責任において、管理 1.(2)1 組合との間でマンション管理等にかかる委託契約(以下、「マンション 組合との間でマンション管理等業務の委託にかかる契約(以下、「マ 管理委託契約といいます)を締結の上、管理組合から、管理費用 ンション管理委託契約 といいます)を締結の上、管理組合から管理 の支払事務等を受託します。 費用の支払事務等を受託します。 1.(2)② ②マンション管理委託契約に基づく契約者に対する授権 ②マンション管理委託契約に基づく契約者に対する授権の範囲 契約者は、マンション管理委託契約に基づき、管理組合から、管理組 契約者は、マンション管理委託契約に基づき、管理組合から、管理組 合の代理人として、自らの裁量により管理費用の支払事務等を遂行 合の代理人として、自らの裁量により管理費用の支払事務等を遂行 するために必要な権限(管理費用の支払にかかる総合振込データの するために必要な権限(管理費用の支払にかかる総合振込データの 作成権限、パスワード初期化機能の利用による管理組合の理事長ま 作成権限、パスワード初期化機能の利用による管理組合の管理者ま たは担当理事のパスワード初期化の当行に対する申請権限、ログイン たは承認等担当者のパスワード初期化の当行に対する申請権限、ロ

ID 通知機能の利用による管理組合の理事長または担当理事のログイン I D通知の当行に対する申請権限ならびに組合新規申込 Web 入力機能の利用による管理組合側サービス申込書の記載事項のうち当行所定の範囲の入力および印刷の実施権限を含みます)を授与された上、当該権限を行使するものとします(疑義を避けるために付言しますと、契約者は、管理組合に対して当該管理費用の支払承認依頼を行うに当たり、管理組合から当該管理費用の支払先および支払金額にかかる情報を当行に伝達することについての何らの裁量が与えられない個別的かつ具体的な委託を受けることはできないものとします)。

契約者は、本サービスの申込時、本利用契約の締結時および本サービスの利用時において、管理組合から当該権限を適法かつ有効に授与されていることおよび当該権限が適法かつ有効に維持され存続していることを表明および保証するとともに、本利用契約が存続している間、当該権限を当行の承諾なく変更または撤回されることなく適法かつ有効に維持し存続させるものとします。

グイン ID 通知機能の利用による管理組合の管理者または承認等担当者のログイン I D通知の当行に対する申請権限ならびに組合新規申込 Web 入力機能の利用による管理組合側サービス申込書の記載事項のうち当行所定の範囲の入力および印刷の実施権限を含みます)を授与された上、当該権限を行使するものとします(疑義を避けるために付言しますと、契約者は、管理組合に対して管理費用の支払承認依頼を行うに当たり、管理組合から当該管理費用の支払先および支払金額にかかる情報を当行に伝達することについての何らの裁量が与えられない個別的かつ具体的な委託を受けることはできないものとします)。

契約者は、本サービスの利用の申込時、本利用契約の締結時および 本サービスの利用時において、契約者が管理組合から当該権限を適 法かつ有効に授与されていることおよび当該権限が適法かつ有効に維 持され存続していることを表明および保証するとともに、本利用契約が 存続している間、当該権限を当行の承諾なく変更または撤回されることなく適法かつ有効に維持し存続させるものとします。

1.(2)③

③管理組合との間の管理者業務委託契約の締結に基づく契約者に 対する授権の範囲

契約者は、管理組合との間で管理者業務の委託にかかる契約(以下、「管理者業務委託契約」といいます)を締結の上、管理組合から管理組合の管理者としての業務を受託した場合には、当行所定の方法により、管理組合から、管理組合の代理人として、当行所定の範囲において承認等担当者管理機能(管理組合側サービス利用規定

1.(1)①に定義します)、管理者交代機能(管理組合側サービス利用規定 1.(1)②に定義します)または支払等承認機能(管理組合側サービス利用規定 1.(1)③に定義します)のうち管理組合が管理組合所定の方法により指定したものを利用する権限を授与された上、当該権限を行使することができます(疑義を避けるために付言しますと、契約者は、管理組合の管理者として支払等承認機能を利用するに当たり、管理組合から支払等承認機能の利用により管理費用の支払先および支払金額にかかる情報を当行に伝達することについての何らの裁量が与えられない個別的かつ具体的な委託を受けることはできないものとします)。

契約者は、承認等担当者管理機能、管理者交代機能または支払等承認機能の利用時において、管理組合との間で締結した管理者業務委託契約が適法かつ有効に存続していること、管理組合の管理者として管理組合から承認等担当者管理機能、管理者交代機能または支払等承認機能の利用のための権限を適法かつ有効に授与されていることおよび当該権限が適法かつ有効に維持され存続していることを表明および保証するとともに、承認等担当者管理機能、管理者交代機能または支払等承認機能を利用している間、当該権限を当行の承諾なく変更または撤回することなく適法かつ有効に維持し存続させるものとします。

当行は、契約者による承認等担当者管理機能、管理者交代機能または支払等承認機能の利用が行われた場合には、契約者が管理組合との間で締結した管理者業務委託契約が適法かつ有効に存続し

		ており、管理組合の管理者としての契約者に対する管理組合による
		承認等担当者管理機能、管理者交代機能または支払等承認機能
		の利用のための権限の授与が適法かつ有効になされ、かつ、当該授
		権に基づく契約者の権限が適法かつ有効に維持され存続しているも
		のとみなすことができるものとします。
1.(2)4	③管理会社に対する情報開示	④管理会社に対する情報開示
	当行は、管理組合に対し、契約者が本サービスを利用しまたは管理	当行は、管理組合(管理組合の管理者、管理組合または当該管
	組合が管理組合側サービスを利用する上で必要な契約者に関する	理者のために端末を操作する者を含みます。以下本③において同
	情報その他の契約者による本サービスの利用にかかる情報を開示する	じ) に対し、契約者が本サービスを利用しまたは管理組合が管理組
	ことができるものとし、契約者はこれに異議なく承諾することとします。	合側サービスを利用する上で必要な契約者に関する情報その他の契
		約者による本サービスの利用にかかる情報を開示することができるもの
		とし、契約者はこれに異議なく承諾することとします。
2.(1)	当行が本サービス申込等手続を受け付け、本サービスの利用の申込	当行が本サービス申込等手続を受け付け、本サービスの利用の申込
	を承諾し当行所定の手続を行った時点において、契約者および当行	を承諾して当行所定の手続を行った時点において、契約者および当
	間において本利用契約が成立し、契約者は、本規定に従い本サービ	行間において本利用契約が成立し、契約者は、本規定に従い本サー
	スを利用できることになるものとします。	ビスを利用できることになるものとします。
3.(3)1	①ログイン ID、初期パスワード、パスワードその他の本人確認に必要	①契約者は、自らの責任において、ログイン ID、初期パスワード、パス
	なものは、契約者が自らの責任において厳重に管理するものとし、ログ	ワードその他の本人確認 <mark>手段を</mark> 厳重に管理するものとし、ログインID、
	イン ID、初期パスワード、パスワードは第三者には一切開示しないも	初期パスワード、パスワードその他の本人確認手段を第三者に対して
	のとします。	一切開示しないものとします。
3.(3)②	②ログイン ID、初期パスワード、パスワードその他の本人確認手段に	②ログインID、初期パスワード、パスワードその他の本人確認手段につ
	つき偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故のおそれがある場合	き偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故のおそれがある場合に
	には、契約者は直ちにそれらの変更等当行所定の手続を行うものとし	は、契約者は、自らの責任において、直ちにそれらの変更等当行所定

	ます。なお、ログイン ID、初期パスワードまたはパスワードの偽造、変	の手続を行うものとします。なお、ログイン ID、初期パスワード、パスワ
	造、盗用、不正使用その他の事故により生じた損害について、当行は	ードその他の本人確認手段の偽造、変造、盗用、不正使用その他の
	責任を負いません。	事故により生じた損害について、当行は責任を負いません。
3.(3)③	③本サービスを利用するに当たり、当行に登録されたパスワードと異な	③本サービスを利用するに当たり、当行に登録されたパスワードと異な
	るパスワードが当行所定の回数以上連続して入力された場合には、	るパスワードが当行所定の回数以上連続して入力された場合には、
	当行は当該ログイン ID による本サービスの利用を停止します。	当行は、当該ログイン ID による本サービスの利用を停止します。
4.(1)⑤	⑤契約者による支払等承認機能の利用	—
	契約者は、当行所定の方法により、管理組合から、管理組合の代理	
	人として、当行所定の範囲において支払等承認機能(管理組合側	
	サービス利用規定 1.(1)③に定義します)を利用する権限を授与さ	
	れた上、当該権限を行使することができます。	
	契約者は、支払等承認機能の利用時において、管理組合から当該	
	利用のための権限を適法かつ有効に授与されていることおよび当該権	
	限が適法かつ有効に維持され存続していることを表明および保証する	
	とともに、支払等承認機能を利用している間、当該権限を当行の承	
	諾なく変更または撤回することなく適法かつ有効に維持し存続させるも	
	のとします。	
	当行は、契約者による支払等承認機能の利用が行われた場合には、	
	管理組合による契約者に対する当該利用のための権限の授与が適	
	法かつ有効になされ、かつ、当該授権に基づく契約者の権限が適法か	
	つ有効に維持され存続しているものとみなすことができるものとします。	
4.(5)1	組合管理機能とは、担当者、責任者、会社管理者または会社管理	組合管理機能とは、担当者、責任者、会社管理者または会社管理
	者(副)が占有・管理する端末の操作により、管理組合による管理	者(副)が占有・管理する端末の操作により、管理組合による管理

組合側サービスの利用により登録された情報その他の管理組合にかかる当行所定の情報を照会する管理組合情報照会機能、契約者の担当者、責任者、会社管理者または会社管理者(副)が占有・管理する端末の操作により、管理組合の理事長または担当理事に代わり当該理事長または担当理事のパスワードを初期化することを当行に申請することができるパスワード初期化機能、契約者の担当者、責任者、会社管理者または会社管理者(副)が占有・管理する端末の操作により、管理組合の理事長または担当理事に代わり当該理事長または担当理事のログインIDを当行所定の方法により当該理事長または担当理事に通知することを当行に申請することができるログインID通知機能その他管理組合の管理のための当行所定の機能をいいます。

組合側サービスの利用により登録された情報その他の管理組合にかかる当行所定の情報を照会する管理組合情報照会機能、契約者の担当者、責任者、会社管理者または会社管理者(副)が占有・管理する端末の操作により、管理組合の管理者または承認等担当者に代わり当該管理者または承認等担当者のパスワードを初期化することを当行に申請することができるパスワード初期化機能、契約者の担当者、責任者、会社管理者または会社管理者(副)が占有・管理する端末の操作により、管理組合の管理者または承認等担当者に代わり当該管理者または承認等担当者のログインIDを当行所定の方法により当該管理者または承認等担当者に通知することを当行に申請することができるログインID通知機能その他管理組合の管理のための当行所定の機能をいいます。

4.(5)3

担当者、責任者、会社管理者または会社管理者(副)は、前記3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に表示される画面において必要な操作をすることにより、管理組合の理事長または担当理事に代わり当該理事長または担当理事のパスワードを初期化することを当行に申請するものとします。なお、管理組合の理事長または担当理事の依頼の有無にかかわらず、契約者の担当者、責任者、会社管理者または会社管理者(副)がパスワード初期化機能を利用することにより、当該理事長または担当理事のパスワードを初期化することを当行に申請することになります。これにより当該理事長または担当理事のパスワードが初期化され、当該理事長または担当理事は、それ以前に利用していたパスワードを利用できなくなります。

担当者、責任者、会社管理者または会社管理者(副)は、前記3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に表示される画面において必要な操作をすることにより、管理組合の管理者または承認等担当者のパスワードを初期化することを当行に申請するものとします。なお、管理組合の管理者または承認等担当者の依頼の有無にかかわらず、契約者の担当者、責任者、会社管理者または会社管理者(副)がパスワード初期化機能を利用することにより、当該管理者または承認等担当者のパスワードを初期化することを当行に申請することになります。これにより当該管理者または承認等担当者のパスワードが初期化され、当該管理者または承認等担当者は、それ以前に利用していたパスワードを

		利用できなくなります。
4.(5)4	担当者、責任者、会社管理者または会社管理者(副)は、前記	担当者、責任者、会社管理者または会社管理者(副)は、前記
	3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に表示される画面	3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に表示される画面
	において必要な操作をすることにより、管理組合の理事長または担当	において必要な操作をすることにより、管理組合の <mark>管理者</mark> または <mark>承認</mark>
	理事に代わり当該理事長または担当理事に対して当該理事長また	等担当者に代わり当該管理者または承認等担当者に対して当該管
	は担当理事のログイン ID を通知することを当行に申請するものとしま	理者または承認等担当者のログイン ID を通知することを当行に申請
	す。なお、管理組合の理事長または担当理事の依頼の有無にかかわ	するものとします。なお、管理組合の管理者または承認等担当者の依
	らず、契約者の担当者、責任者、会社管理者または会社管理者	頼の有無にかかわらず、契約者の担当者、責任者、会社管理者また
	(副)がログイン ID 通知機能を利用することにより、当該理事長また	は会社管理者(副)がログイン ID 通知機能を利用することにより、
	は担当理事に対して当該理事長または担当理事のログイン ID を通	当該管理者または承認等担当者に対して当該管理者または承認等
	知することを当行に申請することになります。これにより当該理事長また	担当者のログイン ID を通知することを当行に申請することになります。
	は担当理事のログイン ID が当該理事長または担当理事に対して当	これにより当該管理者または承認等担当者のログイン ID が当該管理
	行所定の方法により当行から通知されることになります。	者または承認等担当者に対して当行所定の方法により当行から通知
		されることになります。
4.(7)1	組合新規申込 Web 入力機能とは、担当者または責任者が占有・	組合新規申込 Web 入力機能とは、担当者または責任者が占有・管
	管理する端末の操作により、管理組合による管理組合側サービスの	理する端末の操作により、管理組合による管理組合側サービスの利
	利用の申込に当たり、当該管理組合に代わり、当該管理組合が当	用の申込に当たり、当該管理組合に代わり、当該管理組合が当行に
	行に提出する管理組合側サービス申込書の記載事項のうち当行所	提出する管理組合側サービス申込書の記載事項のうち当行所定の
	定の範囲のものを当行所定の方法により入力すること、当該入力内	範囲のものを当行所定の方法により入力すること、当該入力内容を
	容を当行所定の方法により当該管理組合の理事長と連携すること、	当行所定の方法により当該管理組合の管理者と連携すること、当該
	当該管理組合の理事長により追加的な入力が行われ、確認された	管理組合の <mark>管理者</mark> により追加的な入力が行われ、確認された後、管
	後、管理会社に連携された当該管理組合側サービス申込書を印刷	理会社に連携された当該管理組合側サービス申込書を印刷すること

	することその他の管理組合による管理組合側サービス申込書の作成に	その他の管理組合による管理組合側サービス申込書の作成に関する
	関する事務を当行所定の方法により支援することができる機能をいい	事務を当行所定の方法により支援することができる機能をいいます。
	ます。	
4.(7)③	③管理組合の理事長に対する入力後の管理組合側サービス申込書	③管理組合の管理者に対する入力後の管理組合側サービス申込書
	の連携	の連携
	当行は、担当者により入力され、責任者により確認および確定された	当行は、担当者により入力され、責任者により確認および確定された
	管理組合側サービス申込書の記載事項のうち当行所定の範囲のも	管理組合側サービス申込書の記載事項のうち当行所定の範囲のも
	のを、当該管理組合側サービス申込書において特定される管理組合	のを、当該管理組合側サービス申込書において特定される管理組合
	の理事長に対し、当行所定の方法により連携するものとします。	の管理者に対し、当行所定の方法により連携するものとします。
4.(7)4	管理組合の理事長により管理組合側サービス申込書の記載事項の	管理組合の <mark>管理者</mark> により管理組合側サービス申込書の記載事項の
	うち追加的に入力を要する当行所定の範囲のものが入力され、当該	うち追加的に入力を要する当行所定の範囲のものが入力され、当該
	記載事項の入力内容全般が確認(修正する必要がある入力内容	記載事項の入力内容全般が確認(修正する必要がある入力内容
	を修正することを含みます)された後、当行所定の方法により契約者	を修正することを含みます)された後、当行所定の方法により契約者
	に連携された場合には、契約者の担当者または責任者は、当該管理	に連携された場合には、契約者の担当者または責任者は、当該管理
	組合側サービス申込書を印刷するものとします。	組合側サービス申込書を印刷するものとします。
4.(7)⑤	前記 4.(7)④の印刷後の管理組合側サービス申込書が、管理組合	前記 4.(7)④の印刷後の管理組合側サービス申込書が、管理組合
	の理事長の届出印により押印された上、当行に交付された場合には、	の管理者の届出印により押印された上、当行に交付された場合には、
	当該管理組合のために正当な権限を有する者が適法かつ有効に管	当該管理組合のために正当な権限を有する者が適法かつ有効に管
	理組合側サービスの利用の申込を行ったものとみなされるものとしま	理組合側サービスの利用の申込を行ったものとみなされるものとしま
	す。	す 。
5.(5)1	(5)マンション管理委託契約の失効時の対応	(5)マンション管理委託契約等の失効時の対応

5.(5)③		③契約者は、管理者業務委託契約の失効後において、当該失効した管理者業務委託契約の当事者であった管理組合にかかる承認等担当者管理機能、管理者交代機能または支払等承認機能を利用しないものとします。契約者が当該失効した管理者業務委託契約の当事者であった管理組合にかかる承認等担当者管理機能、管理者交代機能または支払等承認機能を利用した場合には、当行が当該管理組合のために承認等担当者の登録等(管理組合側サービス利用規定 1.(1)①に定義します)もしくは管理者の登録を正当な権限
5.(5)②	所定の方法によるものとします。 ②契約者は、マンション管理委託契約の失効後において、当該失効したマンション管理委託契約の当事者であった管理組合にかかる管理費用の支払に関し、本サービスを利用しないものとします。契約者が当該管理費用の支払に関して本サービスを利用した場合には、当行が当該管理組合に対して支払承認依頼にかかるデータの送信等の後続処理を行うことがありますが、これにより契約者および管理組合に生じた損害について、当行は責任を負わず、契約者が自らの責任において処理するものとします。	 記契約の当事者であった管理組合をして当行に対して当行所定の方法によるものとします。 ②契約者は、マンション管理委託契約の失効後において、当該失効したマンション管理委託契約の当事者であった管理組合にかかる管理費用の支払に関し、本サービスを利用しないものとします。契約者が当該失効したマンション管理委託契約の当事者であった管理組合にかかる管理費用の支払に関して本サービスを利用した場合には、当行が当該管理組合に対する総合振込データの送信等の後続処理を行うことがありますが、これにより契約者および管理組合に生じた損害について、当行は責任を負わず、契約者が自らの責任において処理するものとします。
	①契約者は、マンション管理委託契約が期間満了、解約、解除その他の理由により効力を失った場合には、遅滞なく当行に通知するものとします。かかる失効通知は、契約者自らまたは当該失効したマンション管理委託契約の当事者であった管理組合をして当行に対して当行	①契約者は、マンション管理委託契約または管理者業務委託契約が 期間満了、解約、解除その他の理由により効力を失った場合には、 遅滞なく当行に通知するものとします。かかる失効通知は、契約者自 らまたは当該失効したマンション管理委託契約または管理者業務委

	T
	を有する者が適法かつ有効に行ったものと認め、または総合振込デー
	タ伝送(管理組合側サービス利用規定 5.(1)①に定義します)等
	の後続処理を行うことがありますが、これにより契約者および管理組合
	に生じた損害について、当行は責任を負わず、契約者が自らの責任に
	おいて処理するものとします。
(7)マンション管理委託契約にかかる事項	(7)マンション管理委託契約 <mark>等</mark> にかかる事項
①当行は、マンション管理委託契約の内容、同契約に基づく取引その	①当行は、マンション管理委託契約または管理者業務委託契約の内
他マンション管理委託契約に関連する契約、取引その他の事項(以	容、当該各契約に基づく取引その他マンション管理委託契約または管
下、併せて「原取引関連事項」といいます)について一切関知しませ	理者業務委託契約に関連する契約、取引その他の事項(以下、併
ん。原取引関連事項によって生じた損害について、当行は責任を負い	せて「原取引関連事項」といいます)について一切関知しません。原
ません。	取引関連事項によって生じた損害について、当行は責任を負いませ
	ん 。
(1)運絡先の届出	(1) <mark>連</mark> 絡先の届出
ValueDoor の利用にかかる契約が解約されまたは ValueDoor が	契約者および当行間の ValueDoor の利用にかかる契約が解約され
廃止された場合には、本利用契約も特段の手続を要することなく当然	または ValueDoor が廃止された場合には、本利用契約も特段の手
に解約されるものとします。	続を要することなく当然に解約されるものとします。
当該契約者の責任者による確認および確定が行われた後、管理組	当該契約者の責任者による確認および確定が行われた後、管理組
合に対し、当行所定の方法により窓口手続者の登録または変更を行	合に対し、当行所定の方法により窓口手続者の登録または変更を行
うことについての承認を依頼するための通知が行われます(疑義を避	うことについての承認を依頼するための通知が行われます(疑義を避
けるために付言しますと、管理組合の代理人としての契約者による窓	けるために付言しますと、管理組合の代理人としての契約者による窓
口手続者の登録または変更にかかる手続は、当該管理組合の理事	 口手続者の登録または変更にかかる手続は、当該管理組合の <mark>管理</mark>
口子が自め豆」はな文文にかりる子がは、一部自生地口の生事	
	①当行は、マンション管理委託契約の内容、同契約に基づく取引その他マンション管理委託契約に関連する契約、取引その他の事項(以下、併せて「原取引関連事項」といいます)について一切関知しません。原取引関連事項によって生じた損害について、当行は責任を負いません。 (1)運絡先の届出 ValueDoorの利用にかかる契約が解約されまたは ValueDoorが廃止された場合には、本利用契約も特段の手続を要することなく当然に解約されるものとします。 当該契約者の責任者による確認および確定が行われた後、管理組合に対し、当行所定の方法により窓口手続者の登録または変更を行うことについての承認を依頼するための通知が行われます(疑義を避けるために付言しますと、管理組合の代理人としての契約者による窓